

美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第36号

美術館条例の一部を改正する条例

美術館条例（平成13年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後					
(美術館協議会)				(美術館協議会)					
第10条 博物館法（昭和26年法律第285号） <u>第20条第1項</u> の規定に基づき、美術館に岩手県立美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。				第10条 博物館法（昭和26年法律第285号） <u>第23条第1項</u> の規定に基づき、美術館に岩手県立美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。					
2・3 [略]				2・3 [略]					
別表第2（第6条関係）				別表第2（第6条関係）					
区 分		個 人	20人以上の団体		区 分		個 人	20人以上の団体	
常設展観覧料	学生	<u>310円</u>	1人につき	<u>250円</u>	常設展観覧料	学生	<u>340円</u>	1人につき	<u>270円</u>
	一般	<u>410円</u>	1人につき	<u>330円</u>		一般	<u>450円</u>	1人につき	<u>360円</u>
[略]				[略]					
[略]				[略]					
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。